

## 新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン(R5.5.1改定)

令和2年4月 東彼杵町教育委員会

令和2年8月 改訂

令和3年2月 改訂

令和4年1月 改訂

令和4年2月 改訂

令和4年8月 改訂

令和4年9月 改訂

令和5年5月 改訂

### 1. 対象施設・・・町立小・中学校及び町学校給食センター

### 2. 感染症対策

#### (1)基本的な感染症対策

「学校における新型コロナウイルス感染症 に関する衛生管理マニュアル（2023.5.8）」に則った対応を行う。

#### (2)保護者と以下の事項について連携を図る。

出席停止においては、5文科発345号令和5年4月28日付き「学校安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について(通知)」に準じて行う。

①十分な休養、睡眠時間の確保など規則正しい生活

②体調管理

③登校前の検温（実情に応じて）

④外出時の注意喚起

#### (3)教室等は適宜換気し、温度や湿度の管理を行う。

#### (4)学校行事などで多くの児童生徒が閉鎖的空間にあつまる場合は、適宜換気を行う。

#### (5)児童生徒の健康観察を行う。

学校や地域で感染が流行していると思われるときは、健康観察を徹底する。

### 3. 学校臨時休業等の判断基準及び対応方針(但し、保健所の判断、指導があった場合はこの限りではない。)

学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン(令和5年5月改訂版)に準じて行う。

#### ※基本的な考え方

(1)原則として、児童生徒等または教職員等の学校教育関係者が感染者となった場合には出席停止(病休)とする。

(2)該当校単位で臨時休業等の実施を判断する。判断の基準は次のとおりとし、期間は学校医に相談し、5日間を目安として決定する。

○学級閉鎖:学級内で、複数の感染者が判明した場合、但し、感染経路を考慮して決定する。

○学年閉鎖:学年内で感染が広がっている可能性が高い場合

○休校:複数の学年閉鎖をし、学校内に感染が広がっている場合

(3)臨時休業を決める際、分散登校やオンライン授業等も考慮に入れ、決定する。

(4)感染者が判明した場合、町教育委員会に報告することとする。

町教育委員会は、県教育委員会、また文部科学省へ、指定の様式で報告する。

(5)情報の取り扱い及び公表については、町や保健所等の対応方針に沿って行い、感染者や家族に対する誹謗中傷、差別、人権侵害等が起こらないように慎重に行う。

#### 4. 対応フロー図

| ケース                          | 対 応  | 登校の目安                                    |
|------------------------------|--|--|
| 1<br>本人が感染                   | 本人 出席(勤)停止<br>※発症から5日間且つ、症状軽快後1日後<br>(発症した日や軽快した翌日から起算)<br>在籍学級 学校医と相談し、学級閉鎖等の判断をする。<br>学 校 学校医と相談し、当該生徒の学校内における態様や地域の<br>感染拡大の状況を確認し、必要な措置を講ずる。 | 発症から10日間はマスク着用を推奨(強制することがないよう配慮)         |
| 2<br>同居家族が感染                 | 本人<br>発熱等の症状有り → 症状がなくなるまで出席停止<br>症状なし → 登校可<br>※用心のため欠席する場合→出席停止  | 同居家族が発症した日から10日間はマスク着用を推奨(強制することがないよう配慮) |
| 3<br>本人が風邪症状                 | 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合、無理して登校しないことの周知を行う。(欠席)   |  |
| 4<br>学校に感染者がいる等、学校、地域で感染の流行時 | 用心のため出席をしない。<br>1 合理的な理由が有る場合(出席停止)<br>(1)同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなど重症化の恐れのある人がいる場合<br>(2)その他、校長が合理的な理由があると判断した場合<br>2 それ以外は、欠席                      | ※周知を行うこと。                                |

※教職員の場合(附則) 原則児童生徒と同様であるが、下記のことに留意する。

(1)感染者が教職員である場合

○病気休暇等の取得、在宅勤務や職務専念義務の免除等により出勤させない扱いとする。

(2)感染者の同居家族(同居している者)が感染した場合

①PCR検査又は抗原検査を行い、陰性の場合のみ出勤可とする。

②検査ができない状況においては、校長と相談のうえ出勤を決める。

#### 5 クラスタ発生時の対応

○同時に5名以上(概ね2日間で5名以上)発生した場合、保健所へ報告・相談する。

#### 6 感染者の報告

(1)感染者の報告は、別紙様式(県が指定した様式)で、すみやかに町教委へ報告する。

(2)感染者情報システムにて報告する。(学校保健法施行令5条)